



# 介護保険制度改革の概要

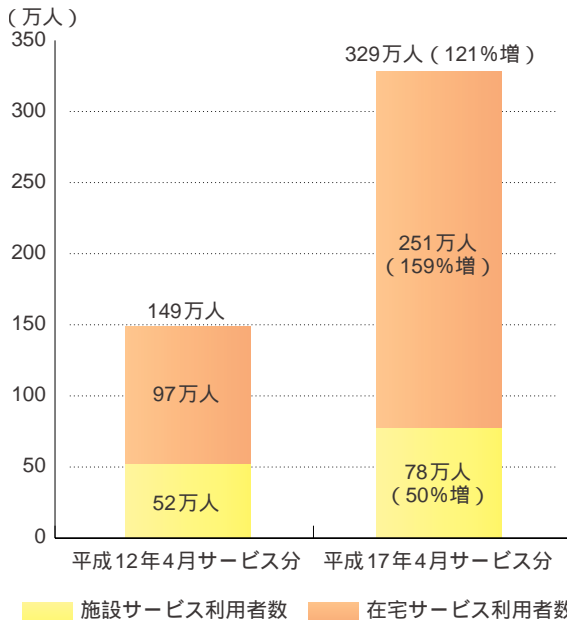
介護保険法改正と介護報酬改定

# 制度改革の背景

## I 制度の定着

平成12年4月のスタート以来、在宅サービスを中心にサービス利用が急速に拡大するなど、介護保険制度は、老後の安心を支える仕組みとして定着してきました。

サービス利用者数の推移



在宅サービス事業者数の推移

在宅サービスを中心に事業者の参入が続いている。特に、営利法人とNPO法人の伸びが大きい。

法人種別	平成13年5月	平成17年5月	増減	
社会福祉法人	社協以外	15,134	19,838	31%
	社協	4,884	5,132	5%
医療法人	42,907	61,093	42%	
民法法人	2,666	3,310	24%	
営利法人	21,882	50,585	131%	
NPO法人	682	2,735	301%	
農協	952	1,189	25%	
生協	1,401	1,966	40%	
地方公共団体	5,384	6,416	19%	
(合計)	95,892	152,264	59%	

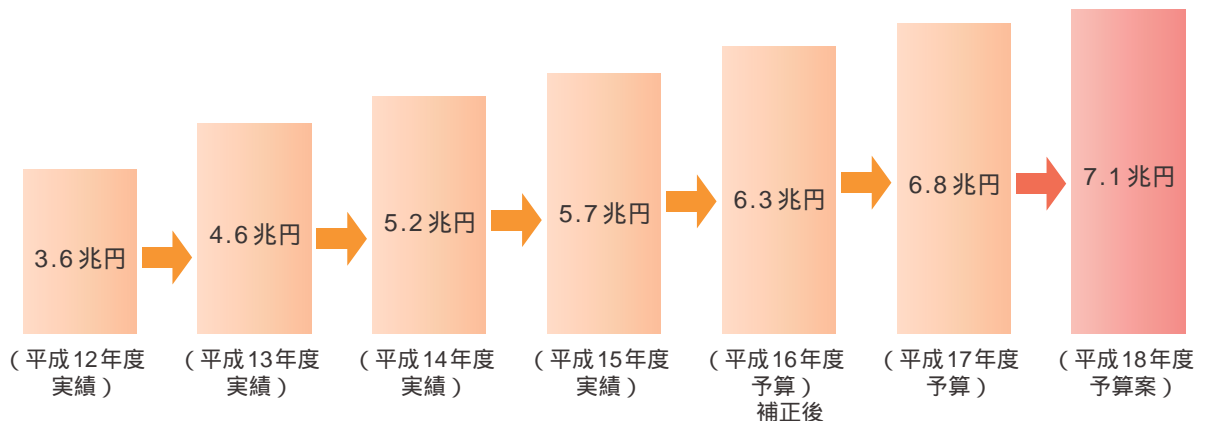
WAM-NETベース。指定件数については、その他法人、非法人、見なし指定により申請のない事業所を除く。

出典：介護保険事業状況報告

## II 介護保険財政の状況

制度の定着とともに、介護保険の総費用は急速に増大しています。現行制度のままでは、保険料の大幅な上昇が見込まれ、「制度の持続可能性」が課題となっています。

総費用の伸び

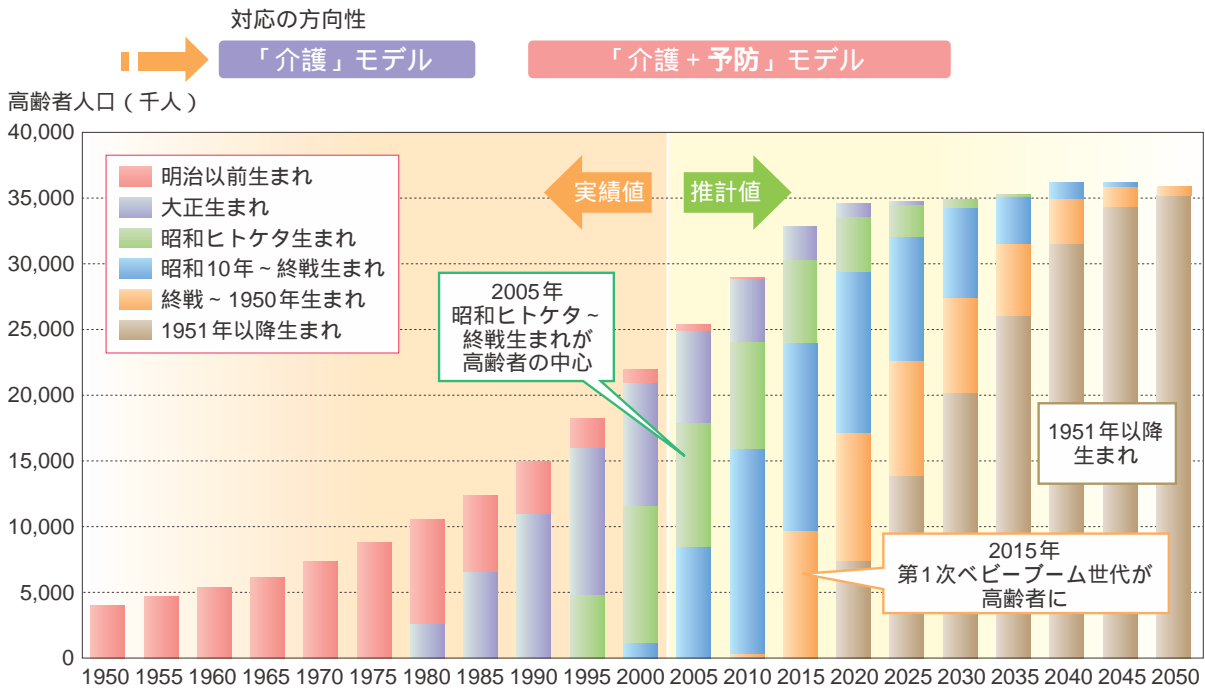


## III 将来展望 2015年の高齢者

10年後の2015年には「ベビーブーム世代」が高齢期に到達し、2025年には、さらに後期高齢期を迎え、我が国の高齢化はピークを迎えます。

また、認知症や一人暮らしの高齢者の方も増加すると見込まれており、こうした新たな課題への対応も必要です。

### 高齢者数の急速な増加



資料:2000年までは総務省統計局「国勢調査」、2005年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成14年1月推計)」

### 認知症高齢者の急速な増加

今回の改正により、従来の「痴呆」を「認知症」という呼称に変更しました。

対応の方向性

「身体ケア」モデル      「身体ケア+認知症ケア」モデル

(単位:万人)

現状

要介護者の認知症高齢者の日常生活自立度(2002年9月末現在)	要介護者要支援者	居宅	特別養護老人ホーム	老人保健施設	介護療養型医療施設	その他の施設
総数	314	210	32	25	12	34
再掲						
自立度 以上	149	73	27	20	10	19
自立度 以上	79 (25)	28 (15)	20 (4)	13 (4)	8 (1)	11 (2)

括弧内は、運動能力の低下していない認知症高齢者の再掲(認知症自立度が「J」、「M」又は「M」かつ、障害自立度が「自立」、「J」又は「A」)

将来推計

	2002年	2015年	2025年
自立度 以上	149 (6.3%)	250 (7.6%)	323 (9.3%)
自立度 以上	79 (3.4%)	135 (4.1%)	176 (5.1%)

下段は、65歳以上人口比

(参考) 自立度 :日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少みられても、誰かが注意していれば自立できる。  
自立度 :日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さがときとき見られ、介護を必要とする。

### 高齢者世帯の急速な増加

対応の方向性

「家族同居」モデル      「同居+独居」モデル

(単位:万世帯)

将来推計

	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年
単独	303 (27.2%)	386 (28.9%)	471 (30.6%)	566 (32.2%)	635 (34.4%)	680 (36.9%)
夫婦のみ	385 (34.6%)	470 (35.1%)	542 (35.2%)	614 (34.8%)	631 (34.2%)	609 (33.1%)

括弧内は高齢者世帯(世帯主が65歳以上の世帯)に占める割合